5　試験結果の記載方法

⑴　0.4nW以下の場合、最大の１波を周波数と共にnW又はpW単位で記載する。

⑵　0.4nWを超える場合、すべての測定値を周波数と共にnW単位で表示し、かつ電力の合計値をnW単位で記載する。

6　その他の条件

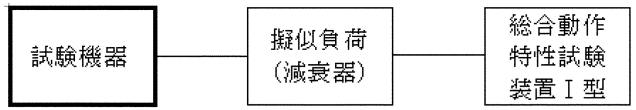
⑴　擬似負荷は、特性インピーダンス50Ωの減衰器を接続して行う。

⑵　スペクトル分析器の感度が足りない場合は、ローノイズアンプ等を使用することができる。

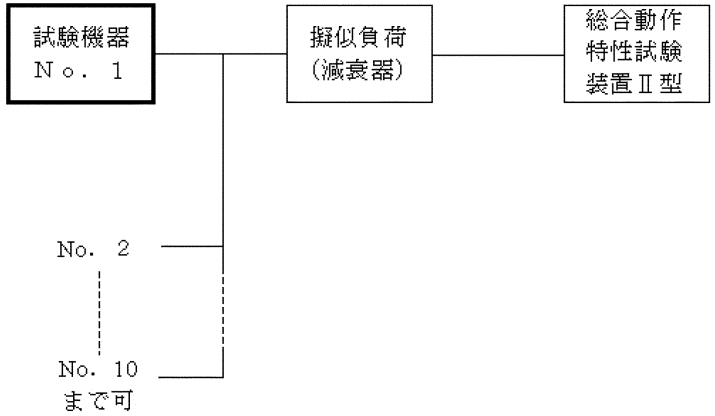
十三　総合動作試験

1　測定系統図

⑴　試験装置Ｉ型



⑵　試験装置Ⅱ型



2　測定器の条件等

⑴　総合動作試験装置Ｉ型は、制御フローの主要項目の試験が可能である。

⑵　総合動作試験装置Ⅱ型は、試験所要時間の長い項目の試験に使用する。これは同時に10台を並列に試験することができる。

⑶　特例として、一般の実用機を親機として、試験機器５台程度を接続して、主要項目の試験をする。(図は省略）この場合、全機器間相互の信号減衰量は80dB程度とする。

3　試験機器の状態

⑴　同一群番号の試験用ＡＴＩＳ－ＲＯＭを装着しておく。

⑵　各動作モードに対して各群番号を設定しておく。